

# 令和8年度LPGガス設備 導入等の要望書

令和7年11月27日

東京都知事  
小池 百合子 殿

一般社団法人東京都LPGガス協会  
会長 尾崎 義美

東京都知事  
小池 百合子 殿

一般社団法人東京都LPガス協会  
会長 尾崎 義美

## 令和8年度LPガス設備導入等の要望書

平成7年1月阪神・淡路大震災、平成23年東日本大震災、平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震と直近30年間でも大規模震災が多数発生しており、多くの被災された方がいます。昨年8月には日向灘を震源とする地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。今後30年以内に約70%の確率で発生すると想定される首都直下地震や南海トラフ地震など常に備えが必要な状況にあります。東京都では令和4年に被害想定の見直しがされました。また、地震のみならず、近年は線状降水帯による河川の氾濫等風水害も被害規模が甚大となっております。

東京都は、政治・経済機能の中核であり、日本の人口の1割以上を有する大都市であります。マグニチュード7の首都直下地震における都心南部直下地震発生時の被害想定は最も甚大となっており、約10万人の死傷者が発生し、299万人の避難者、453万人の帰宅困難者の想定がされております。ライフラインの復旧や避難所生活も長期化すると想定されております（都市ガスを主とするガス復旧は55日間）。東日本大震災では、各ライフガス事業者は早期復旧に努め、その中でもLPガスは発災より約1か月後の4月21日に完全復旧となっております（都市ガス完全復旧5月3日、電力完全復旧6月18日）。また、主要な自動車用燃料であるガソリンと軽油の一時的な供給不安が発生し、特に支援物資等を運搬する物流部門に対し大きな影響を与えましたが、LPガスを燃料とするLPガス自動車については、タクシーや配送車等にも特に支障なく供給を継続することができたため、大きな混乱は起こりませんでした。

本年2月に閣議決定された「第7次エネルギー基本計画」においても「災害時には、病院等の電源や避難所等の生活環境向上にも資する『最後の砦』としても、重要なエネルギー源である。」とLPガスは評価されており、容器（ボンベ）にて全国のどこへでも供給可能であります。また、緊急時にも対応できるように平時からの利用環境等強靭な供給体制を確保することが重要です。不意の災害による避難先における炊き出しや熱供給・電力供給の役割を遺憾なく發揮するためにLPガス業界に課せられた役目は計り知れません。エネルギー多様化の推進とともに、災害に強い分散型エネルギーであるLPガス仕様設備設置推進、LPガス自動車導入促進のご検討をお願い申し上げます。

また、長期化し、終わりの見えない物価高騰・エネルギー価格高騰は、都民生活にも影響を及ぼしております。LPガスは、生活に欠くことのできないガス体エネルギーです。都民生活向上、また負担軽減のため、必要な対応実施をお願い申し上げます。

### 記

#### <<令和8年度具体的な要望>>

##### 1. 避難所等への『LPガス仕様設備』等の設置推進要望

LPガスは環境性にも優れ、分散型エネルギーとして災害時においても軒下在庫を接続することにより、電気のライフラインも確保されます。

自立型LPガス仕様空調設備とLPガス発電機を設置する事により、災害時の停電でも帰宅困難者に、電気・食事・暖房を提供することができます。

###### (1) 要望内容

災害対策として避難所等に常設の『LPガス仕様の空調設備・給湯器・発電機』等の設置に関する助成金の予算化を要望します。

(2) 避難所となる設置先

- ①学校 ②一時滞在施設 ③帰宅支援ステーション ④その他の指定避難所

2. 保安の充実強化

- (1) 例年開催している保安講習会について、販売事業者におけるより高度な保安の確保に向けた内容等を検討し、保安技術レベル向上に資するメニューの予算化を要望します。

3. LPガス自動車導入促進

- (1) 環境にやさしい『次世代タクシー導入補助金』については、継続して予算化を要望します。

4. 家庭等に対するLPガス負担軽減への要望

- (1) LPガスの小売価格の推移を継続的に把握し、今後も価格高騰が続く場合は、都内の家庭等の負担軽減につながるよう、必要な対応を実施することを要望します。

5. 災害時における中核充填所の維持への要望

東日本大震災の教訓から、LPガスサプライチェーンの強化として大規模災害時において、被災地の避難所、拠点病院等へLPガスを優先的に供給することを目的に、石油の備蓄の確保等に関する法律による、災害時石油ガス供給連携計画に基づく防災訓練の実施及びLPガスの防災対応体制の整備を行うため、都内では11カ所の中核充填所が整備されております。  
(1) 中核充填所が整備されてから、約10年が経過しているため、災害時にも稼働が可能となるよう設備更新等が必要であり、その費用補助を国に要望して頂きたい。

以上

令和7年11月27日

東京都知事

小池 百合子 様

一般社団法人 大田市場協会  
会長 川田 一光

## 令和8年度 東京都の施策及び予算に対する要望

東京都におかれましては平素より大田市場の適切な管理運営及び良好な施設維持にご尽力いただき、誠にありがとうございます。また中長期的な観点からも、東京都中央卸売市場経営計画等において時代環境の変化を踏まえた施策を展開するなど市場の活性化に取り組んでくださり、深く感謝申し上げます。

お蔭さまで、大田市場は我が国随一の総合市場に成長・発展し、人々の暮らしを支えています。大田市場の事業者は、社会生活上必要不可欠なインフラとしての市場機能を維持し、新鮮な野菜、果物、水産物及び花きを、都民、首都圏さらには全国の消費者へ途切れることなく供給するため、鋭意取り組んでいます。

一方で、2024年問題などに起因する物流改革の推進や場内の狭隘化を解消するための施設・設備の整備、場内の徹底した安全確保・衛生環境の向上など、大田市場は多くの課題を抱えております。

これらの課題解決に向けて、私ども自身の努力はもとよりですが、開設者である東京都のご支援・ご協力が是非とも必要です。大田市場が今後とも暮らしを支える基幹市場として、消費者に安全・安心な生鮮食料品等を供給し続けていけるよう、特に下記の点について、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 施設・設備の拡充整備

大田市場では平成元年の開設以来、青果物の取扱量は増加傾向にあり、設計当初の想定取扱量を超えております。さらに、小売形態の変化に伴い、スーパー・マーケット等への搬出が大半を占めるようになり、荷を小分けし加工・パッケージを行うニーズが大幅に増加しております。これらのことから、場内の狭隘化が一層進み、事業者が青果物を取り扱っている総面積は、都が整備している施設・設備の面積を超え、大田市場の内外に場所を確保して、青果物を取り扱っています。

加えて大田市場の豊富な取扱量や品揃えの良さなどから、大田市場に参入したいという希望を持っているスーパー・小売業者や地方市場等が多く存在しています。全国の産地から見ても、2024年問題によりトラックドライバーの労働時間の短縮が求められており、全国からの荷物が大田市場へ集中する傾向が強まっています。したがって、場内の狭隘化は将来にわたって進むことが推測されます。

そこで、青果部では、青果物の荷置き場、荷捌場、積込場、駐車場等の施設・設備について十分な拡充整備が必要です。

水産部では、仲卸の販売スタイルの変化に伴い、水産物の加工需要や店頭外へ搬出するための荷捌需要が高まっており、一層の温度管理・衛生管理が求められるようになっています。そこで、適正な温度管理と清潔な衛生管理が保たれた加工・荷捌施設の増設が必要です。

花き部では、物日（繁忙期）と物日でない時期における取扱量の差が大きく、施設・設備の面積が物日に足りていません。さらに青果部と同様、2024年問題等により全国から荷物がより集まるようになってきており、施設等の不足が進んでいます。取扱量に応じた荷置き場の拡充や貨物車の待機場所の確保が必要です。

現東京都中央卸売市場経営計画の計画期間は令和8年度で終了します。次期経営計画の策定に当たっては、上に述べた実態を詳細に把握するとともに、大田市場の将来像について市場事業者と十分な意見交換を行い、施設・設備の拡充整備を検討していただきたい。

## 2 大田市場内の徹底した安全確保・良好な環境保持

大田市場が今後とも市場機能を維持・発展していくためには、場内の徹底した安全確保や良好な環境保持も不可欠です。大田市場では、自動車車両登録をせずに場内で車両を使用したり、市場業務等によって発生したゴミを不法投棄したり、荷物などを勝手に持つて回ったりするなど、ルールを守らず不適切に市場を使用している事例が散見されます。

都は、弊協会と連携し、遵守すべき諸ルールについての講習会を重ねて開催するとともに、啓発用ポスターの掲示やリーフレットの配布を行うことにより、場内の安全確保や環境保持等を図っています。また、昨年度は大田市場に入退場する車両について、ナンバープレートの撮影等による画像解析により、セキュリティ強化及び物流効率化を図る実証事業を実施されております。

都は、場内の安全確保と良好な環境保持に向け、引き続き諸ルールの周知徹底を図るとともに、違反行為に対しては行政処分を厳正に適用していただきたい。また、画像解析技術の活用や警備体制の強化により、車両入退場の管理及び不適正車両への指導を確実に実施することで、市場の秩序維持にご尽力願いたい。

令和7年11月27日

東京都知事  
小池百合子様

一般社団法人日本テレワーク協会  
会長 吉澤 和弘

## 要望書

拝啓 晩秋の候、益々ご清栄のこととお慶び申しあげます。

平素より、弊協会の事業運営に対しまして格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東京都が掲げる「2050 東京戦略」の「働き方」において示された「いつも自分らしくポジティブに働き、活躍できる」社会の実現に向け、テレワークや「働き方 DX」のさらなる推進は極めて重要な要素であると考えております。

本年度は最低賃金の引き上げが進む中、東京の事務所に所属しながら、他の道府県に居住する社員がフルリモートワークで勤務するケースにおける最低賃金の適用など、特に中小事業においては敏感な対応が求められております。

特に東京においては、中小企業の人材確保難や業務効率化の課題が深刻化しており、テレワークと「働き方 DX」の融合による新たな働き方の実装が急務です。

つきましては、テレワークのさらなる普及・啓発、ならびに「働き方 DX」の推進を通じて、日本社会の持続的な発展と都民生活の質的向上を実現するため、なお一層のお力添えをいただきたく存じます。

敬具

# 日本テレワーク協会からの要望

## (1) 中小企業に対するテレワークの普及加速

テレワークはコロナ禍を契機に一定の普及を見せましたが、特に中小企業では依然として十分に浸透しているとは言えません。その背景には、経営層の従来型の労働觀や、社内規定・セキュリティ対策の未整備などが挙げられます。

一部では「コミュニケーション不足」などの懸念もありますが、テレワークは人材不足の解消、生産性向上、イノベーション創出など、企業の成長に直結する重要な施策です。

東京都の「テレワークトータルサポート事業」や「テレワーク推進リーダーパワーアップ事業」は、導入から定着への移行期にある企業にとって非常に有効です。特に推進リーダー同士の意見交換会やアンケート、テレワーク運用上の独自の取組紹介などは、企業が他社の取り組みを知る貴重な機会となっています。

テレワークのさらなる普及促進とともに、導入段階から定着・高度化に至るまで切れ目のない支援（助成金制度の拡充や人材育成支援）をお願い申し上げます。

## (2) ABW とサテライトオフィスを活用した働く場所の多様化

東京都では本年度より「ABW (Activity Based Working) オフィス推進事業」に力を入れておられ、オフィスツアーや助成金制度など、積極的な取り組みに感謝申し上げます。ABW は、業務内容や気分に応じて働く場所や時間を柔軟に選べる働き方であり、テレワークとオフィス勤務を融合したハイブリッドワークの理想形です。

その普及には、座席の自由化だけでなく、自宅・コワーキングスペース・サテライトオフィスなど多様な働く場所の整備、社内制度や意識改革の支援が不可欠です。特にサテライトオフィスは、通勤負担の軽減や地域活性化にもつながる重要な選択肢です。

つきましては、東京都が推進する「ABW オフィス推進事業」と連動し、地域のサテライトオフィスやコワーキングスペースとの連携を促進することで、都内外での柔軟な働き方をさらに後押ししていただきたく、お願い申し上げます。

### (3) 建設業・製造業などテレワークしづらい業種での「働き方 DX」事例の展開

建設業、製造業、運輸業、介護業などでは、業務の性質上、全社員が在宅勤務を行うことは難しい場合が多くあります。しかし、経理・総務などのバックオフィス業務や、現場業務後の報告作業などは、DX の活用により自宅等での対応が可能となり、直行直帰の働き方も実現できます。

これらの業界でも、すでに一部業務でテレワークを導入している企業も存在しており、「自社にはテレワークは難しい」と考える企業に対しては、ッシュ型の情報提供やコンサルティングによる支援が有効です。

また、東京都が発注する公共工事において、経営事項審査の評価項目に DX の取り組みを加えることで、業界全体の「働き方 DX」推進につながる考えます。これらの取り組み事例を東京都の支援のもとでモデル化・情報発信することで、他業種への波及効果が期待されます。

テレワークが困難といわれる業界においても、実施比率向上に向けた支援策の充実を、お願い申し上げます。

### (4) ライフ・ワーク・バランスの推進

「2050 東京戦略」で掲げる「テレワーク導入率 80%」の達成に向け、働く女性のみならず、育児や介護、地域活動との両立が可能な働き方を支援する施策の充実をお願い申し上げます。特に、育児をしながら働く女性への支援は進んでいる一方で、介護との両立支援はまだ十分とは言えません。

人的資本経営においても、「時間や場所にとらわれない働き方」は人材戦略の共通要素とされており、企業の競争力向上にも直結します。東京都は国よりも高い目標を掲げ、実態としても先進的な取り組みを進めていることから、大企業・中小企業を問わず、業界特性に応じた「働き方 DX」の推進を通じて、ライフ・ワーク・バランスのさらなる向上を図っていただきたく、お願い申し上げます。

「2050 東京戦略」では、「すべての『人』が輝き、一人ひとりが幸せを実感できる社会」の実現が掲げられています。このビジョンの達成には、働く人々が自分らしく柔軟に働ける環境づくりが不可欠です。東京都に住み、働く方々はもちろんのこと、東京都職員の皆様に対してもテレワークや柔軟な働き方の推進を図ることで、東京都自らが「働き方 DX」のモデルとなることを期待しております。

以上

## 令和 8 年度 東京都予算等への要望

令和 7 年 11 月 27 日

東京都鍍金工業組合  
東京鍍金公害防止協同組合  
理事長 石崎利一

東京都文京区湯島 1-11-10

電話 03-3814-5621  
FAX 03-3816-6166

各 位

東京都鍍金工業組合  
東京鍍金公害防止協同組合

日頃より私たちの業界に対してあたたかいご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

めっき技術はあらゆる工業製品に施され、現代社会を支える重要な加工技術であるとともに、我が国の基幹産業である自動車、電子機器にとっても欠かせない基盤技術であります。さまざまな製品及び部品の表面を創生するうえで重要かつ不可欠な技術であり、航空機、自動車、携帯電話、パソコン、アクセサリー等々、現代人の生活の中のありとあらゆるところで用いられている技術です。

2025年5月における当組合の前年対比売上高は5%のプラスとなりましたが、新型コロナウイルス感染症が始まる以前の売上高と比較すると6.8%減のマイナスで、いまだ回復傾向にはありません。その要因に、原材料費の高騰や受注量の減少に加え、環境対策に係る経費の負担増があります。

こうした状況におきましても、排水規制が強化される一方、土壤・地下水汚染への対応、めっき加工技術・技能の承継や公害防止に関する責任者の確保、人材育成など困難な課題への対応を引き続き迫られています。

めっき業におきましては環境負荷の大きい原材料を使用するため、環境対策には特段の配慮が必要であり、「環境との共生」は我が業界の最重要課題であると認識しております。また、業界において後継者不在を要因とする廃業が続く現状を前にして、人材の育成・強化は業界の存続をかけて取り組まなければなりません。

私たちは、直面する困難な課題解決のために創意・工夫、自助努力を積み重ねる一方、現実的かつ具体的な提案を各方面に対して行い、関係行政機関等との連携を一層強化してまいりたいと考えております。

このようなめっき業界が置かれた現状にご理解をいただき、令和8度の東京都予算に私達の願いを反映されるべく、ご配慮を賜わりますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

#### ※ 要望分野

- 1、生産性向上のための設備更新に係る資金の助成について
- 2、水道料金及び下水道料金の減額措置について
- 3、六価クロム、亜鉛、ほう素及びふっ素に係る排水基準について
- 4、土壤汚染対策について
- 5、人材育成と指導強化について

## 要 望 事 項

### 一、 生産性向上のための設備更新に係る資金の助成について

他府県のめっき事業所では敷地面積が大きくゆとりのある作業場で作業環境が良好です。しかも従業員数も多く、排水処理施設の増設も容易に行うことができるため規制強化への対応も可能な状況となっています。しかし、東京のめっき事業所では敷地面積が小さく少人数でめっき作業を行っており、老朽化しためっき設備更新を行う資金繰りが困難で排水処理施設の増改築が難しい状況です。そうした中、東京のめっき事業者は景気低迷の影響を受け、現在受注量減少に直面しているため、環境への対応や省エネルギー化への取り組みも進めづらいのが現状です。

東京都による施設及び設備更新に関する助成制度の継続、拡充はめっき業界の再生と持続的発展に大きく寄与するものと考えています。つきましては、環境負荷の軽減や安全性向上に資する設備投資を後押しする各種助成、支援策の継続をお願いいたします。

### 二、 水道料金及び下水道料金の減額措置について

めっき業界に対する標記減額措置は、令和3年度から水道料金は1月当り 100 m<sup>3</sup>を超える使用水量に係る従量料金に100分の110を乗じて得た額の15%、下水道料金は従来通り1月当り 100 m<sup>3</sup>を超える汚水排出量に係る料金の20%を減額していただいている感謝申し上げます。

東京のめっき事業者は、限られた敷地の中で効率的にめっき加工を行っています。そのため多量に水資源を使用することはできず、都市型といわれる節水型の生産設備及び排水処理となっています。こうした状況下でも我々めっき事業者にとって水道及び下水道の使用料金の負担は大きいものがあります。今後環境規制の強化が予想される中で現行の減額措置継続について、ご配慮くださるようお願いいたします。

### 三、 六価クロム、亜鉛、ほう素及びふつ素に係る排水基準について

人の健康の被害を防止する目的で水質汚濁に係る六価クロムの環境基準値0.05mg/lが令和4年4月1日から0.02mg/lに改正されました。これに伴い六価クロムの排水基準値が令和6年4月1日から0.5mg/lから0.2mg/lへと強化されました。現在のところ電気めっき業には、令和9年3月31日まで暫定排水基準値が設定され0.5mg/lとなっています。しかし、この暫定値が強化されると現状の処理方法の見直しや処理施設の増改築が必要となってきます。そして土壤汚染対策法や廃棄物処理法への対応が急務となり、めっき業界への影響は計り知れません。このような厳しい事態が予想されていますので、現行の暫定排水基準値0.5mg/lが維持されるよう東京都関係局から国への働きかけについて、ご配慮をお願いいたします。

また、ほう素及びふつ素の暫定排水基準適用期間が令和10年9月30日まで、亜鉛の暫定排水基準適用期間が令和11年12月10日までとなっています。排水基準本則適用に向けて改善努力を行っていますが対応に苦慮しています。安価で実用的な排水処理技術が確立していない現状から適用期間の再延長を国に働きかけるよう併せて東京都関係局

のご配慮をお願いいたします。

さらに、本則適用対応に向け、国及び東京都で新しい処理薬品の開発や排水処理技術の調査研究、開発を進めその実用化、普及に努められますようお願いいたします。

#### **四、土壤汚染対策について**

めっき業界では、営業利益の減少に加え、材料費の高騰、人材不足、後継者難などの要因で事業所が毎年廃業しています。しかし、廃業に伴い土壤汚染調査義務が課せられ、調査の結果、有害物質による汚染が発見された場合、その対策に苦慮しているのが現状です。廃業していくめっき事業者の多くは、対策に係る費用が乏しく、汚染された土地の売却益が低額となり、その後の生計もままならない状態です。

そこで、めっき事業者の生計が維持できるよう廃業前に土壤汚染対策アドバイザーの派遣をお願いします。東京都では、安価で確実に土壤汚染対策が行える技術の導入を進めていただき、めっき事業者として、操業中に土壤汚染の対策が確実に実施できるよう支援をお願いします。

また、めっき事業者の中には、事業継続が困難で転業を検討している事業者もいます。東京都が実施しています土地利用転換アドバイザーモードを積極的に活用していきます。そのためには、土壤汚染調査結果に基づく汚染対策に向けた技術面、費用面の支援策、特に1平方メートル当たりの補助金額を増額していただき、速やかに土地利用の転換が図られるよう制度の充実をお願いします。

#### **五、人材育成と指導強化について**

当組合では「めっき技術者の養成」「次世代を担う人材の育成」を目的に職業能力開発法に基づく認定職業訓練校を運営し、昨年度より東京都補助金交付規定の運用をより弹力的に見直していただいた結果、東京都以外の近県から多くの訓練生を受け入れることができました。併せて東京都立産業技術研究センターから講師として多数の先生を派遣していただき授業の充実、訓練内容の質的向上に大きく貢献しています。今後も当訓練校が安定的な運営につながるためのご支援を継続していただきますようお願いいたします。

まためっき技術や技能者の質的向上、キャリア育成という面から技能検定試験を行っています。技能検定試験では毎年80～100名程度が受験し、こちらも東京都以外の近県からも多数の受験生を受け入れています。運営スタッフとして現在は組合職員及び組合員でまかなっておりますが十分とは言えない状況です。検定員の増員など、運営に関わるご支援もお願いいたします。

東京都立産業技術研究センターではこれまでにもめっき技術から環境対策に至るまで、めっき全般について多くの研究開発を進め、技術的ご指導をいただいております。今後も時代の新しいニーズに対応しためっき技術の研究と実用化に取り組まれるとともに、東京都のめっき業の特徴でもある小規模事業者へのご指導、ご支援を引き続きお願いいたします。

令和7年11月27日

東京都  
知事 小池 百合子 様

日本弁理士関東会  
会長 榎本 英俊

## 令和8年度東京都予算編成について（要望）

我が国の政治・経済の中心である東京都には、我が国の経済産業を牽引する原動力の役割が期待される。東京都においては、他の道府県に類を見ないほど多彩な支援事業が展開されていますが、知的財産面のサポートを強化し、東京都が率先して知的財産を積極的に利活用できるエコシステム構築の実現を図ることを要望する。

### ＜要望＞

1. 中小企業への事業化支援のための知的財産権取得費用の補助拡充
2. 知財見本市の開催、及び、大学等研究開発成果マッチング支援
3. アントレプレナーシップ育成プログラムの拡充
4. わが町のブランドコンテストの開催

### ＜概要＞

#### 1. 中小企業への事業化支援のための知的財産権取得費用の補助拡充

H T T（電力を減らす・創る・蓄める）及びグリーンテクノロジー関連分野の発明は、気候変動・地球温暖化対策・中長期的なエネルギーの安定確保に資する上、東京都の施策とも合致する。かかる分野の技術研究開発を促進させ、優れた技術に基づく知財経営による「稼ぐ力」の強化を目指す意欲的な中小企業に対し、特許権取得を躊躇させないようその取得手続を推進することは、将来有望な中小企業の成長を支え、競争力強化支援策・事業支援策として極めて重要である。

##### (1) H T T 及びグリーンテクノロジー関連発明に関する**国内特許出願支援**の新設・拡充

東京都から各区市町への費用補填、また、補助金が無い区市町村の事業者に対して東京都が直接支援できるよう、都の取得補助金制度の新設を要望する。

##### (2) H T T 及びグリーンテクノロジー関連発明に関する**国内特許出願の拒絶査定不服審判対応支援**の新設・拡充

拒絶査定を積極的に争い権利化に向けた対応継続を躊躇なく推進するため、都の取得補助金制度の新設乃至拡充を要望する。

#### 2. 知財見本市の開催、及び、大学等研究開発成果マッチング支援

昨今、より優れた技術を開発し、経済を発展させる手段として、組織の内外にわらず有用な技術を取り入れて技術開発を行うオープンイノベーションの促進が注目されている。日本の経済の中心である東京都では、多くの個人発明家、スタートアップ・ベンチャー企業、中小企業、大企業等が保有する知的財産が数多く眠っており、これらをコラボレーションさせることによって経済発展の起爆剤の一つとしたく、知財見本市の開催及び大学等研究成果のマッチングの機会を要望する。

##### (1) 知財見本市

## (2) 大学等研究開発成果マッチング

### 3. アントレプレナーシップ育成プログラムの拡充

東京都は、アントレプレナーシップ育成プログラムを実施している。

しかし、起業及びその後の事業の根幹である商品をいかにして守り育てていくかという観点の演習が不足していると思われる。すなわち、起業家にとり、事業継続に欠かすことのできない知的財産の保護及び活用、更に他人の知的財産権との関係、これらを含む知的財産権制度の習得に関するプログラムが不足しているものと解される。

そこで、以下を要望する。講師には、知的財産権の専門家である弁理士を活用願いたい。

(1) 小中高生向け起業家教育推進事業への弁理士の活用

(2) 知的財産権による保護及び活用を含む知的財産権制度の習得

### 4. わが町のブランドコンテストの開催

昨今、東京都内の各地域の特産品のイベント等が開催されているが、自らのその土地や生活の魅力（自慢できること）を認識（掘り起こし）しきれていないことや、地域単位でのイベント開催では知名度・予算・規模等の観点で、国内外からの注目・集客に結びついていないのではないかと解される。

そこで、各地域の住民、学校、商店街等が自ら地元の魅力や価値を見直す契機として、特に子供達からの発案を含めた形で、その地域ならではのビジネスプランをコース別に募集及び優秀賞を選ぶコンテストを、都全域を対象にして都が主催することを要望する。

また、都が各コースでの優秀者の発案を基に、地域のブランドとして発展・定着できるイベントを開催すること、更に、弁理士等の専門家、金融機関等による支援組織の設立を支援し、フォローする体制を作り、資金援助することを要望する。

以上

# **令和 8 年度東京都予算編成について**

## **(要望) 添付資料**

令和7年11月27日  
日本弁理士会関東会

## **【目次】**

- 1. 中小企業への事業化支援のための  
知的財産権取得費用の補助拡充**
- 2. 知財見本市の開催、及び、  
大学等研究開発成果マッチング支援**
- 3. アントレpreneuriship育成プログラム  
の拡充**
- 4. わが町のブランドコンテストの開催**

# 1. 中小企業への事業化支援のための 知的財産権取得費用の補助拡充

## <具体的な要望>

- ① H T T 及びグリーンテクノロジー関連発明に関する国内特許出願支援の新設・拡充
- ② H T T 及びグリーンテクノロジー関連発明に関する国内特許出願の拒絶査定不服審判対応支援の新設・拡充

## <背景>

H T T（電力を減らす・創る・蓄める）及びグリーンテクノロジー関連分野の発明は、気候変動・地球温暖化対策・中長期的なエネルギーの安定確保に資する上、東京都の施策とも合致する。

かかる分野の技術研究開発を促進させ、優れた技術に基づく知財経営による「稼ぐ力」の強化を目指す意欲的な中小企業に対し、特許権取得を躊躇させないようその取得手続を推進することは、将来有望な中小企業の成長を支え、競争力強化支援策・事業支援策として極めて重要である。

## <対応策>

### ① H T T 及びグリーンテクノロジー関連発明に関する国内特許出願支援の新設・拡充

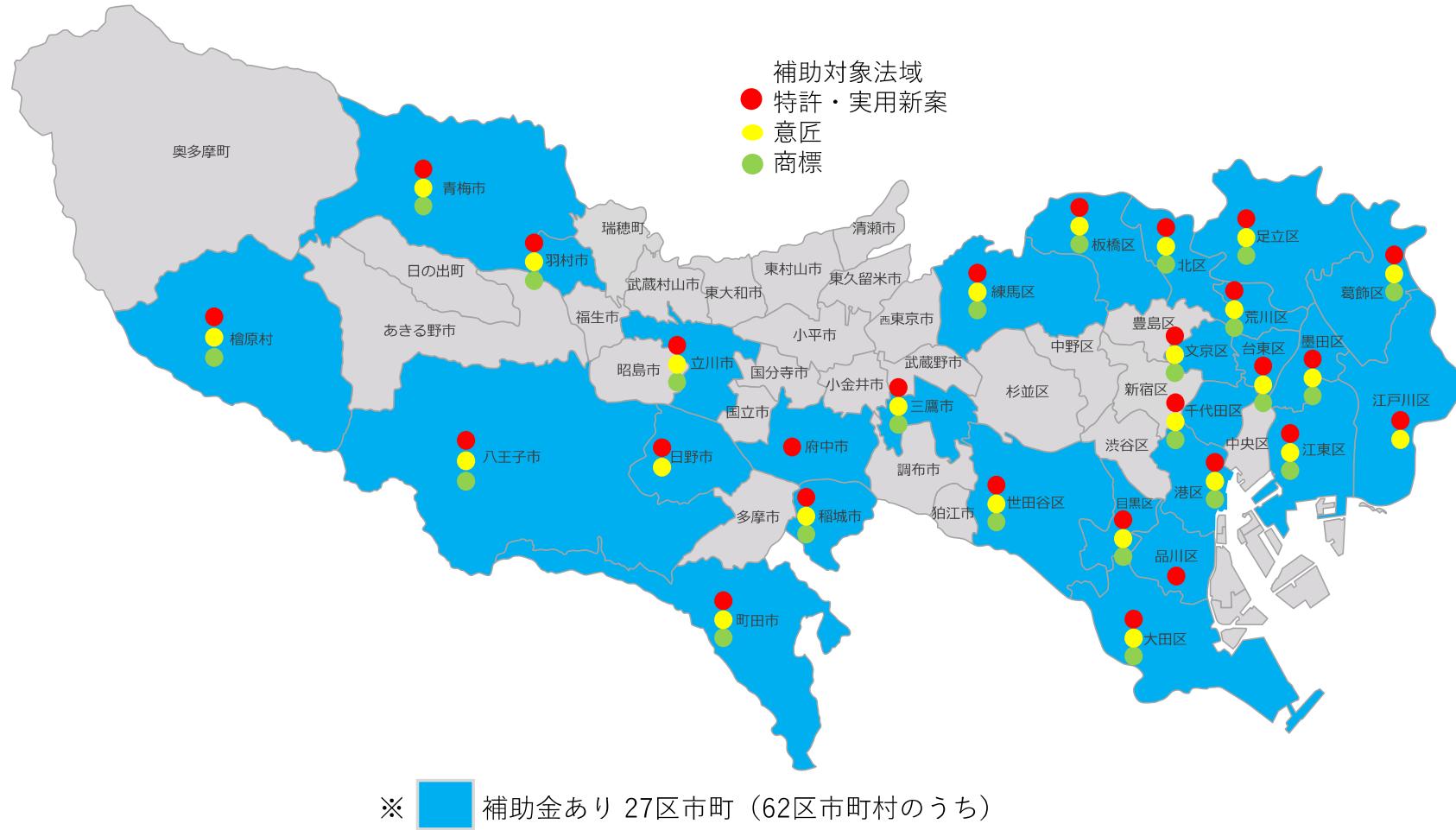
知的財産権取得費用補助金制度の存在しない区市町村が多く（参考資料1）、かかる地域の事業者は補助金を受けられず、補助金制度のある地域との格差が存在する。また、補助金制度が存在する27区市町においてもその予算規模は十分ではなく、予算到達後は申請の受付が締め切られ補助金を受けられない事業者も多い。特許法には出願審査請求料の減免制度があるが、特許印紙代のみが対象であり、専門家による手続代理費用は対象外である（参考資料2）。

H T T 及びグリーンテクノロジー関連発明についての国内特許取得費用に関して、東京都から各区市町への費用補填、また、補助金が無い区市町村の事業者に対して東京都が直接支援できるよう、都の取得補助金制度の新設を要望する。

### ② H T T 及びグリーンテクノロジー関連発明に関する国内特許出願の拒絶査定不服審判対応支援の新設・拡充

27区市町における補助金制度では、比較的高額な拒絶査定不服審判対応費用が補助対象経費に含まれない又は補助金額では審判対応費用を殆ど補填できない状況であることから（参考資料2）、本来権利化できる出願が権利化断念に追い込まれるもの少なくない。H T T 及びグリーンテクノロジー関連発明に関する特許出願については、拒絶査定を積極的に争い権利化に向けた対応継続を躊躇なく推進するため、都の取得補助金制度の新設乃至拡充を要望する。

# (参考資料1) 東京都下の区市町村における知財支援制度



自治体	事業名	対象 出願	対象経費等(抜粋)	助成率	上限金額
港区	産業財産権 取得支援事業 補助金	特許 実用新案 意匠 商標	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象経費:出願料、審査請求料、登録料、産業財産権取得に関して弁理士等に支払う費用等</li> <li>R8.3.19までに実績報告書の提出が必要</li> <li>R7.4.14受付開始、予算額に達し次第受付終了</li> </ul>	対象経費の 2分の1	25万円(特許) 15万円(特許以外)
台東区	知的所有権 取得支援助成金		<ul style="list-style-type: none"> <li>対象経費:出願料(電子化手数料含む)、特許料(初3年分)、特許審査請求料、実用新案技術評価請求料、弁理士に対する謝金、商標等の初期登録に関わる費用</li> <li>申請日以降、R8.3.13(実績報告書締切日)までに支出する経費が対象</li> <li>R7.4.1受付開始、予算額に達し次第受付終了</li> </ul>		10万円(特許) 5万円(特許以外)
墨田区	知的財産権 取得補助金		<ul style="list-style-type: none"> <li>対象経費:出願料、審査請求料、技術評価請求料、特許料、登録料、出願及び取得に伴う弁理士・弁護士に対する報酬、その他区長が認める経費</li> <li>出願日から2年内に申請が必要</li> <li>毎年度、予算額に達し次第受付終了</li> </ul>		20万円
千代田区	産業財産権 取得支援事業 補助金		<ul style="list-style-type: none"> <li>対象経費:本制度の申請日前1年間に支払った次の経費 出願料、審査請求料、技術評価請求料、特許料、登録料、図面作成費、電子化料金、産業財産権取得に際して弁理士・弁護士に支払った費用</li> <li>毎年度、予算額に達し次第受付終了</li> </ul>		20万円
江東区	知的財産権 取得費補助		<ul style="list-style-type: none"> <li>対象経費:出願料、出願審査請求料、特許料、登録料、電子化手数料、出願に伴う弁理士報酬</li> <li>出願日の翌日から起算して1年内に申請が必要</li> <li>予算額に達し次第受付終了</li> </ul>		30万円(特許) 10万円(特許以外)
北区	知的所有権 活用支援事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>対象経費:弁理士費用、出願料、登録料、特許料、審査請求料、製品・技術の権利保護に直接関連性が認められる費用</li> <li>当年度登録分について、前年度中に支払った経費も対象</li> <li>R7.4.1受付開始、予算額に達し次第受付終了もしくはR8.2.27まで</li> </ul>		10万円
荒川区	産業財産権 取得助成		<ul style="list-style-type: none"> <li>対象経費:出願料、登録料、特許料、審査請求料、弁理士費用</li> <li>特許庁出願後1ヶ月以内に申請が必要(なお、申請年度内に支払われる分に限るため、3月中に出願した場合は3月末までに申請してください)</li> <li>申請前に事前の連絡が必要</li> </ul>		15万円
足立区	知的財産権 認証取得助成金		<ul style="list-style-type: none"> <li>対象経費:出願料、登録料、審査請求料・技術評価請求手数料、弁理士等費用、電子化手数料、製品・技術の権利保護に直接関連性が認められる費用</li> <li>登録証の登録日から1年内に申請が必要、申請前に連絡が必要</li> <li>申請期間:毎年4月1日から予算に達するまで</li> </ul>		30万円
葛飾区	知的所有権 取得費補助事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>対象経費:出願料及び出願審査請求に要する経費、弁理士に支払う手数料</li> <li>出願後1か月以内に申請が必要</li> <li>申請期間:R7.4.1～R8.3.27、予算額に達し次第受付終了 ※3月に出願予定の場合には、事前に連絡が必要</li> </ul>		10万円
世田谷区	知的財産権取得 支援補助金		<ul style="list-style-type: none"> <li>対象経費:新規取得に要する、特許料、登録料、その他手数料や弁理士費用などで区長が認めるもの(特許のみ先行調査費用も対象)</li> <li>R6.4.1以降、補助金申込時までに出願が完了している知的財産権が対象</li> <li>R7.4.1受付開始(予定件数や予算による制限あり)</li> </ul>		20万円
練馬区	産業財産権の 取得支援事業補助金		<ul style="list-style-type: none"> <li>対象経費:出願料および出願審査請求料または技術評価請求料、特許料または登録料、弁理士または弁護士に対する報酬</li> <li>出願後1年内に申請が必要</li> <li>R7.4.1受付開始</li> </ul>		10万円
江戸川区	経営力向上助成金 (知的財産権の 出願にかかる助成金)	特許 実用新案 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象経費:出願料、審査請求料、弁理士費用</li> <li>助成金申請～出願～助成額確定までが同一年度内であることが条件</li> <li>特許庁への出願前に申請が必要(出願検討時に事前相談推奨)</li> </ul>		20万円

※ 2025.6.13現在 東京都知的財産総合センターHPより

自治体等	事業名	対象出願	対象経費等(抜粋)	助成率	上限金額
板橋区	知的財産権取得支援補助金	特許 実用新案 意匠 商標	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象経費:審査請求料、登録料、弁理士費用、その他製品及び技術の保護に直接関連があると認められる経費等(商標権の弁理士費用は上限10万円まで)</li> <li>設定登録後1年内に申請が必要。</li> <li>申請期間:R7.4.14～R8.3.6、予算額に達し次第受付終了</li> </ul>	対象経費の3分の1	20万円
文京区	知的財産権取得費補助金	特許 実用新案 意匠 商標	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象経費:出願料、出願審査請求料または技術評価請求料、特許料または登録料、弁理士または弁護士に対する報酬、特許先行技術調査費用、その他</li> <li>知的財産権に係る出願から2年以内に申請が必要</li> <li>R7.4.1受付開始、予算満了時点で終了</li> </ul>	対象経費の3分の2	30万円
品川区	特許権取得費助成	特許	<p>【参考:令和6年度内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象経費:新規取得に要する弁理士費用、出願料、審査請求料、審判請求料、登録料(R6.4.1～R7.3.31までの期間に支払が完了するもの)</li> <li>申請期間:R6.10.1～R6.10.31</li> </ul>	対象経費の3分の2	20万円
立川市	立川産品販路拡大等支援事業補助金(知的財産権の取得)	特許 実用新案 意匠 商標	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象経費:販路拡大を目的とした知的財産権の取得にかかる経費</li> <li>申請前に事前連絡が必要</li> <li>申請締め切りはR8.1.30、または予算額に達し次第受付終了</li> </ul>	対象経費の2分の1	30万円(中小企業・個人事業者) 60万円(団体)
町田市	特許権等取得事業補助金	特許 実用新案 意匠 商標	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象経費:出願料(印紙代)、出願に係る弁理士手数料、特許出願審査請求料、特許出願審査請求にかかる弁理士手数料</li> <li>R8.3.31までに経費支払が必要</li> <li>申請期間:R7.4.1～R8.3.13、予算額に達し次第受付終了</li> </ul>	対象経費の全額又は2分の1又は3分の2	10万円 5万(商標権)
青梅市	産業財産・認証出願支援事業	特許 実用新案 意匠 商標	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象経費: 謝金(産業財産権の取得に伴う弁理士等費用、認証に伴うコンサルタント費用)、事務費(出願料、審査請求費等の審査登録料、資料購入費、印刷製本費)、委託費(調査委託費、申請等委託費、邦訳委託費等)</li> </ul>	対象経費の3分の2	50万円
稲城市	知的財産支援事業補助金(商工会員限定)	特許・商標など	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業:特許権・商標権などの国内の知的財産権の出願に係る事業(商工会員が営む事業に限る)</li> <li>R8.2月末日までに事業完了、かつ実績報告書等の提出が必要</li> <li>申請期限R8.1.30、予算額に達し次第受付終了</li> </ul>	工業部会員は対象経費の2/3以内 上記以外1/2以内	20万円
八王子市	経営力強化補助金(販路拡大事業)	特許等	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象経費:自社の製品・サービスの新たな販売先獲得を目的とした特許等の出願に係るもの</li> <li>補助対象事業の完了前(支払いが完了する前)に申請が必要</li> <li>申請期間:R7.5.7～R8.1.31日締切、予算額に達し次第受付終了</li> </ul>	対象経費の3分の2以内	50万円
羽村市	中小企業経営基盤強化助成金(DX推進事業)	知的財産権等	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象経費:【技術導入費】知的財産権等の導入経費 他</li> <li>事業開始前に申請が必要</li> <li>R8.3.31までに支払い等、全ての事業の完了が必要</li> <li>申請期間:R7.4.1～R8.3.31、予算額に達し次第受付終了</li> </ul>	対象経費の3分の2以内	10万円
府中市	製造業等活性化事業(特許取得事業補助金)	特許	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象経費:特許出願及び審査請求に要する経費(印紙代、弁理士費用等)、外部(専門家)から特許取得の技術指導を受ける場合に要する経費(謝礼金等)</li> <li>R7.4.1～R8.2月末日までに契約(申込)、実施、支払が行われることが必要</li> <li>申請期間:R7.4.9～R7.5.14</li> </ul>	対象経費の2分の1以内	10万円
日野市	事業拡大支援事業助成金	特許 実用新案 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象経費:出願料、審査請求料、登録料(初回納付分)、技術評価書請求料、弁理士等代理人に要する経費、その他産業財産権取得に要する経費</li> <li>補助金交付決定日からR8.2.28までに支払が完了した経費が対象</li> <li>申請期間:R7.4.1～R7.4.18</li> </ul>	対象経費の2分の1以内	100万円

自治体	事業名	対象 出願	対象経費等(抜粋)	助成率	上限金額
目黒区	中小企業者向け専門家活用支援事業		知的財産の保護・活用等に当たって弁理士の支援を受けた際の費用	対象経費の10分の8	10万円
大田区	新製品・新技術開発支援事業	特許 実用新案 意匠 商標	<p>【1】開発ステップアップ助成・実用化製品化助成            ・開発した製品の出願手続に要する経費(特許・実用新案・意匠・商標)            ・特許・実用新案・意匠・商標を他事業者・個人から譲渡又は実施許諾(ライセンス料を含む)を受けた場合に要する経費            【2】トライアル助成            ・開発をする製品の知的財産権の調査に要する経費(特許・実用新案・意匠・商標等)</p>	【1】 対象経費の3分の2 【2】 対象経費の2分の1	【1】 500万円 【2】 100万円
三鷹市 (三鷹商工会)	中小企業等産業活性化補助金		特許などの工業所有権の取得申請に要する経費	対象経費の2分の1 (新技術等の開発のための調査等に要する経費は3分の2)	30万円
檜原村	小規模企業者支援事業補助金		知的財産の登録に要する経費	経費合計額の2分の1	100万円

: 知財権取得費用を含む広い事業補助金

## (参考資料2) 特許取得費用のモデルケースと補助金の関係

### 特許庁費用

出願料 (1.4万円)	出願審査請求料 (約20万円)	審査	審判請求料 (約10万円)	設定登録料 (約2.5万円)
----------------	--------------------	----	------------------	-------------------

国 の 減 免 制 度

× (所定の条件を満たす中小企業又は個人事業者は1/2又は2/3減額)

### 対象区市町 のイメージ

補助金

補助対象

(減免受けることが前提、  
1/2補助が多い)

ここを対象とする市区町は少ない

### 代理人費用

出願書類作成 手数料	出願審査請求 手数料	審査対応 手数料	審判対応 手数料	成功報酬
---------------	---------------	-------------	-------------	------

### 対象区市町 のイメージ

補助金

補助対象

(1/2補助が多い)

ここを対象とする市区町は少ない

## 2. 知財見本市の開催、及び、大学等研究開発成果マッチング支援

### <具体的な要望>

知的財産の利活用促進・流動性向上を目指した知財見本市の開催及びマッチング支援

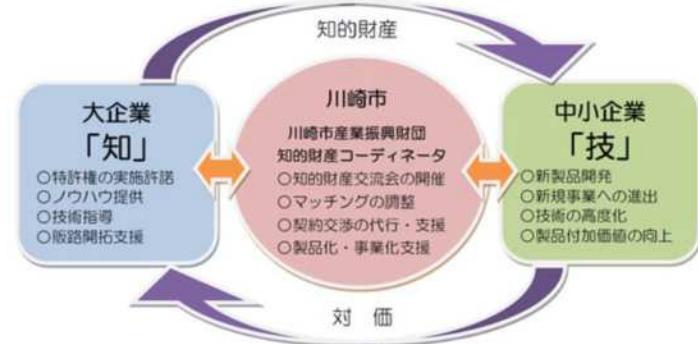
### <背景>

昨今、より優れた技術を開発し、経済を発展させる手段として、組織の内外に関わらず有用な技術を取り入れて技術開発を行うオープンイノベーションの促進が注目されている。

オープンイノベーションを促進する施策としては、例えば、川崎市が主体となった川崎モデルが知られ、コーディネータを中心として、大企業と中小企業の知的財産マッチングが行われ、かわさき知的財産シンポジウムや川崎知的財産交流会等の各種交流会も行われている。

### <対応策>

日本の経済の中心である東京都では、多くの個人発明家、スタートアップ・ベンチャー企業、中小企業、大企業等が保有する知的財産が数多く眠っており、これらをコラボレーションさせることによって経済発展の起爆剤の一つとしたく、知財見本市の開催及び大学等研究成果のマッチングの機会を提案する。



出典：川崎モデル

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000017805.html>

# <知財見本市の概要>

**出展者** : 個人発明家、スタートアップ・ベンチャー企業、中小企業、大企業、大学、公的研究機関

**出展の対象** : 知的財産権及び知的財産権を実施（使用）した技術やコンテンツ（特許だけでなく、意匠、商標、著作権も含む）

**来訪者** : 大学、研究機関、大企業及び中小企業の知的財産担当者、研究者、開発者、投資家

**支援内容** : ライセンス契約締結支援  
譲渡契約締結支援  
知財相談会の開催

**イベント** : 出展者の紹介（ライブ配信）  
来訪者の投票による知財グランプリ表彰  
出展者が投資家にプレゼンする知財プレゼン大会  
各種講演会の開催

# 3. アントレプレナーシップ育成プログラムの拡充

## <具体的な要望>

- ①小中高生向け起業家教育推進事業への弁理士の活用
- ②知的財産権による保護及び活用を含む知的財産権制度の習得

## <背景>

東京都の基本計画「2050東京戦略～もっとよくなる～」によれば、イノベーションが次々と生まれ世界の変革と成長を東京が牽引するというビジョンの下、2035年に向けた政策の方向性として、社会全体でのアントレプレナーシップ教育を更に推進することとし、小中学生向けに「起業家教育プログラム」を実施している。

## <問題点>

右表のように、起業及びその後の事業の根幹である商品をいかにして守り育っていくかという観点の演習が不足していると思われる。

すなわち、起業家にとり、事業継続に欠かすことのできない知的財産の保護及び活用、更に他人の知的財産権との関係、これらを含む知的財産権制度の習得に関するプログラムが不足しているものと解される。

### 2035年に向けた政策の方向性

#### ■挑戦者が生まれ、応援される気運を醸成

- ・様々な夢に向かう挑戦者を生み出していくため、社会全体でのアントレプレナーシップ教育を更に推進
- ・「日本」「海外」という枠組みに捉われず、常に世界を視野に考え行動し挑戦するマインド、世界で活躍する力を備えたグローバル人材を育成
- ・東京を中心に、日本社会全体が挑戦者を応援する気運を醸成し、イノベーションが生まれる東京を実現

#### ■スタートアップが次々と生まれ育つ環境に向けて、支援のエコシステムを深化

- ・Tokyo Innovation Base (TIB) を一大支援拠点としたスタートアップエコシステムを一層強化し、起業家に対して幅広い支援を提供
- ・結節点であるTIBの特性を生かし、世界中のスタートアップ、企業、国・自治体、学生・若者等によるオープンイノベーションを推進
- ・官民協働の取組を通じ、東京都がファーストカスターとしてスタートアップの成長を支援

#### ■世界を席巻する東京発ユニコーンの輩出に向けて、飛躍的な成長を支援

- ・成長が見込まれるスタートアップに対して、官民連携ファンドの活用などにより資金供給支援を拡大
  - ・世界的有名な海外VCの誘致など、グローバルプレイヤーとの連携を強化
  - ・アジア最大級のスタートアップカンファレンス「SusHi Tech Tokyo<sup>※</sup>」を通じて、スタートアップのグローバルな成長を促進
- ※Sustainable (持続可能) な都市を High Technology (高い技術力) で実現するTokyo

15時間の例	8時間の例	24時間の例	
タイトル/概要	具体的な内容	期待される学習効果等	
1 起業家の話を聞こう(★1)	起業家の講演を聞き、起業についての考えを深める。	新たな価値観を学び、探究心や共感する力	
2 プログラムの目的の説明	これまでの授業の流れと、目的を説明します。	-	
3 会社を作る「役職」の説明	会社を作るにあたり、必要なポジションを考えます。	自分の得意な力を活かす	
4 マーケティング、商品企画	どんなものを作ったら売れるのかをいろいろと調査して考えます。	アイデア・発想力を磨く	
5 事業計画を策定する(★2)	商品を何個作って、いくらで売って、その材料を仕入れるにはいくらかかるかを考えます。	理論的思考能力・計算能力の向上	
6 製造、広告に関する製作	実際の商品を作ったり、宣伝用のポスターを作ったりします。	チームワークの重要性・時間の管理能力の向上 情報収集能力を高める	
7 プрезентーション、販売活動	原材料を仕入れる資金を調達し、製造販売を行います。	プレゼンテーション能力の向上、責任感を養う	
8 決算、返済、振り返り(★4)	活動においてよかったところや今後、改善できるところなどを話し合います。	損益に対する理解力を高める、細かい作業の大切さを知る	

出典：「令和7年度起業家教育プログラム支援校募集」  
<https://kigyouka-kyouiku.metro.tokyo.lg.jp/school/practice/>

## <対応策>

知的財産権による保護及び活用を含む知的財産権制度を習得可能なプログラムを加える。

## <具体策>

- ・下記事項をプログラム中に追加、又は単独プログラムを実施する。講師には、知的財産権の専門家である弁理士を活用する。  
(a) 「商品企画」に関し、**ネーミング、他人の既存の特許・意匠・商標権の存否確認、出願の必要性**を追加  
(b) 「広告に関する製作」に関し、**他人の既存の商標権や著作権の存否確認**を追加  
(c) 「販売活動」に関し、**取得した知的財産権を活用して次のイノベーションに繋げる重要性**を追加

15時間の例		8時間の例	24時間の例
	タイトル/概要	具体的な内容	期待される学習効果等
1	起業家の話を聞こう(★1)	起業家の講演を聞き、起業についての考えを深める。	新たな価値観を学び、探究心や共感する力
2	プログラムの目的の説明	これからの授業の流れと、目的を説明します。	-
3	会社を作る「役職」の説明	会社を作るにあたり、必要なポジションを考えます。	自分の得意な力を活かす
4	マーケティング、 <b>商品企画</b>	どんなものを作ったら売れるのかをいろいろと調査して考えます。	アイデア・発想力を磨く
5	事業計画を策定する(★2)	商品を何個作って、いくらで売って、その材料を仕入れるにはいくらかかるか考えます。	理論的思考能力・計算能力の向上
6	製造、 <b>広告に関する製作</b>	実際の商品を作ったり、宣伝用のポスターを作ったりします。	チームワークの重要性・時間の管理能力の向上 情報発信能力を高める
7	プレゼンテーション、 <b>販売活動</b>	原材料を仕入れる資金を調達し、製造販売を行います。	プレゼンテーション能力の向上、責任感を養う
8	決算、返済、振り返り(★4)	活動においてよかったところや今後、改善できるところなどを話し合います。	損益に対する理解力を高める、細かい作業の大切さを知る

# プログラムへの項目追加のねらい

追加すべき項目	解説の方向性の例	事業に与える影響の考察
ネーミング、他人の既存の特許権・意匠権・商標権の存否確認や出願の必要性	(1) よいネーミングができると… (2) 他人が知財権を取得しているのにそのまま事業を開始すると… (3) 出願せずに事業開始すると…	(1) リピーター確保、売上に貢献 (2) 侵害通知され商品販売中止に (3) 安い模倣品が出回り売上減少商品名の継続使用へのリスク
他人の商標権・著作権の存否確認の必要性	(4) 広告物中に他人のコンテンツを安易に利用すると…	(4) 侵害通知され広告物回収・再製作
取得した知的財産権を活用して次のイノベーションに繋げる重要性	(5) 同じ商品がいつまで売れ続けるか (6) 収益増加の仕組み作り	(5) 次々に新商品開発が必要 (6) 独占状態を有効活用した売上増加、次の商品開発のための資金を形成

- ・知的財産権の検討は、起業段階で行うべきことが多く、後からでは遅いことも多い。
- ・実際の相談事例として、初期段階でのケアを怠ったことで、他人による模倣品対応ができない（泣き寝入り）、侵害通知を受けて対応に費用・時間がかかる等のように、事業経営に深刻なダメージが生じることもよくある話。

# 4. わが町のブランドコンテストの開催

## <具体的な要望>

子供達を含めたコンテストへの参加・結果公表により地元の光るものを見出し、その中で地域ブランドの効用への理解を広めて、地域経済の活性化を目指すコンテストの開催

優秀者発案の地域ブランドに関するイベントを翌年に開催

## <背景>

昨今、東京都内でも多くの地域ブランドとしての地域団体商標等が商標登録され、また各地域の特産品のイベント等が開催されている一方で、相変わらず町の商店街はシャッター街化している状況も見受けられる。その原因の一つとして、地元住民との繋がり不足、自らのその土地や生活の魅力（自慢できること）を認識（掘り起こし）しきれていないこともあるのではないか、また、地域単位でのイベント開催では知名度・予算・規模等の観点で、国内外からの注目・集客に結びついていないのではないかと解される。

## <対応策>

各地域の住民、学校、商店街等が自ら地元の魅力や価値を見直す契機として、特に子供達からの発案を含めた形で、その地域ならではのビジネスプランをコース別に募集及び優秀賞を選ぶコンテストを、都全域を対象にして都が主催することを要望する。

更に、都が各コースでの優秀者の発案を基に、地域のブランドとして発展・定着できるイベントを翌年に開催することを要望する。

また、弁理士等の専門家、金融機関等による支援組織の設立を支援し、フォローする体制を作り、資金援助することを要望する。

# <コンテストの概要>

- 参加者** : 小中学生、高校生、専門学生、大学生、商店街有志、商工会議所、商工会、金融機関、公的研究機関
- コンテスト対象 :** わが町の推し、例えばお祭り、若者の間で流行っていること、他にない産物・商品・サービス、その地域特有の風習、自然環境等の地元らしさ、他にない魅力
- 主催・共催・後援 :** 東京都、東京都知的財産総合センター、日本弁理士会関東会、各商工会議所・商工会、各金融機関等
- 支援内容** : 会場、運営、優秀な案に対する賞品・賞金等の資金支援、都の高い発信力に基づくコンテストの国内外に対するPR、結果発表支援、優秀案に対するブランド化へのイベント開催・資金支援
- イベント** : コース別（小中学生、高校以上、商店街、金融機関等）の受付・審査、審査によるコース別優秀者表彰  
優秀者への専門家等の組織的なブランド化への支援（イベントの開催）  
地域ブランド関係の講演会の開催